

森林整備業務に係る総合評価点算定基準

(平成 20 年 2 月 5 日制定)
(平成 21 年 3 月 23 日改正)
(平成 21 年 5 月 18 日改正)
(平成 22 年 3 月 5 日改正)
(平成 24 年 3 月 15 日改正)
(平成 26 年 6 月 10 日改正)
(平成 30 年 8 月 1 日改正)
(令和元年 7 月 29 日改正)

1 趣旨

この算定基準は、総合評価落札方式試行要領に基づき適正な算定を実施するため、必要な細目について定める。

2 評価点の設定

森林整備業務成績等簡易型における点数配分は以下による。

- ① 価格点：82～93点
- ② 価格以外の評価点：7～18点

3 総合評価点の算定方法

森林整備業務成績等簡易型による場合は以下による。

総合評価点＝価格点＋価格以外の評価点

4 価格点の算定方法

(1) 応札額が予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）を超えた者、または受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領第 5 又は第 6 により失格基準価格未満で無効（失格）となった者、あるいは本要領第 13 第 2 項及び森林整備業務に係る受注希望型競争入札実施要領第 26 により無効となった者を除いて算定する。

(2) 価格点の算出式

ア 予定価格が WTO 適用基準額未満の森林整備業務

価格点＝配点×調査基準価格／入札価格 [小数点以下第 3 位四捨五入 2 位止め]

ただし、調査基準価格以下の入札については次の式を用いる。

価格点＝配点×入札価格／調査基準価格 [小数点以下第 3 位四捨五入 2 位止め]

※ 1 調査基準価格とは、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領第 3 第 1 号に定める低入札価格調査基準価格とする。

※ 2 入札価格とは、各応札者の入札価格とする。

イ 予定価格が WTO 適用基準額以上の森林整備業務

価格点＝配点×最低価格／入札価格 [小数点以下第 3 位四捨五入 2 位止め]

- ※1 最低価格とは、有効な入札価格のうち最低の入札価格とする。
- ※2 入札価格とは、各応札者の入札価格とする

5 価格以外の評価点

価格以外の評価点の配点は、以下に示す評価項目、及び配点を基本とする。ただし、案件個別の実情に応じて以下の配点を上限として変更できるものとする。

森林整備業務成績等簡易型（7～18点）

成績、本店の所在地、その他の項目について算定する。ただし、成績については必須の評価とし、それ以外は選択とする。また、評価の基準は以下を参考に案件ごとに定めるものとする。（小数点以下第2位四捨五入1位止め）

① 成績（必須）：森林整備業務の平均成績評定点を基に算出する。（最大7.0点）

$$a \quad \text{評価点} = 7 \text{点} \times (\text{成績点} - 65) / (\text{最高成績点} - 65)$$

[小数点以下第2位四捨五入1位止め]

- ※1 成績点は、入札者の森林整備業務の過去2ヵ年の成績評定点を単純平均して求める。なお、過去2ヵ年の件数が5件未満の場合は過去4ヵ年とする。[小数点以下第1位四捨五入整数止め]
- ※2 最高成績点は、全入札者中で成績点が最高の者の点数とする。
- ※3 成績点が80点以上の場合、成績点及び最高成績点を80点として計算する。（評価点の計算において、80点を上限とする。）
- ※4 成績点が65点の場合及び過去4ヵ年に成績評定点がない場合の評価点は0点、65点未満の場合の評価点はマイナスとする。
- ※5 成績点は、毎年四半期毎（見直し基準日：4/1、7/1、10/1、1/1）に見直したものを適用する。
- ※6 成績点は、見直し基準日以降に公告する案件に適用する。
- ※7 成績点は、見直し基準日より3ヶ月以前から2ヵ年遡った間にしゅん工している工事（竣工年月日）の成績評定点を対象とする。
- ※8 成績点の対象とする森林整備業務は、長野県が発注した森林整備業務とする。

② 同種業務実績（選択）：経験・実績などにより品質の確保が可能な森林整備業務において同種業務の実績の有無により評価する。（最大2.0点）

- a 同種業務の実績が豊富である者（一定の規模、件数など） : 2.0点
- b 同種業務の実績を有する者（一定の規模、件数など） : 1.0点

- ※1 上記a、bのいずれかの点数を加点する。
- ※2 実績は、長野県、国有林、長野県林業公社から発注された業務を元請したものとする。ただし、長野県林業公社から発注された業務は受注希望型競争入札により発注されたものに限る。

※3 求める実績の期間、規模又は件数等については、案件毎に発注機関の長が定めることとする。

※4 成績評定点が65点未満の同種森林整備業務については、実績として認めないものとする。

③ **地域要件** (選択) : 対象森林整備業務の実施箇所と応札者の本店又は営業所所在地を基に評価する。(最大2.0点)

a 対象森林整備業務と同一の市町村に本店又は営業所のある者及び対象森林整備業務と同一の市町村を管轄区域とする森林組合 : 2.0点

※1 当該営業所が森林整備業務入札参加資格を有しており応札者である場合。

④ **社会貢献** (選択) : 地域の課題に取り組む事業者である場合に評価する。(最大3.0点)

1) 消防団協力事業所 (最大1.0点)

a 消防団協力事業所表示制度の認定事業所である者 : 1.0点

2) 有害鳥獣捕獲従事者がいる事業所 (最大2.0点)

a 事業主又はその従業員が有害鳥獣捕獲に従事しており、その従事者が3名以上いる者 : 2.0点

b a以外で従事者が1名以上いる者 : 1.0点

※1 上記a、bのいずれかの点数を加点する。

※2 有害鳥獣捕獲に従事しているとは、狩猟免許を取得し、有害鳥獣捕獲に従事していることをいう。

※3 過去1カ年に有害鳥獣捕獲に従事したことを要件とする。

⑤ **技術者資格** (選択) : 契約時に配置できる専門技術者の資格により評価する。(最大2.0点)

a 高度な資格を有する者を配置できる場合 : 2.0点

※1 高度な資格とは、技術士(森林部門)、林業技士(林業経営部門、林業機械部門、森林環境部門、森林総合監理部門)、長野県林業士、長野県林業技能作業士、林業普及指導員(林業専門技術員を含む)試験に合格した者、フォレストマネージャー(統括現場管理責任者)をいう。

※2 資格は、公告日現在で取得していることを要件とする。(登録が必要な資格においては登録が完了していることが必要)

⑥ **労働環境** (選択) : 労働環境の改善の取り組みにより評価する。(最大2.0点)

1) 労働環境 (最大1.0点)

a 林業労働力の確保の促進に関する法律による合理化計画の認定を受けている者 : 1.0点

2) 安全教育 (最大1.0点)

a リスクアセスメントを実施できる専門技術者又は現場代理人を配置できる場合 :

1.0点

- ※1 リスクアセスメントを実施できる技術者等とは、専門技術者と現場代理人のいずれか又は両方が林業に関するリスクアセスメント研修を修了していることをいう。
- ※2 リスクアセスメント研修とは、リスクアセスメント担当者 (製造業等) 研修 (平成12年9月14日付け基発第577号の別添3)、労働安全衛生マネジメントシステム担当者研修 (平成11年6月11日付け基発第372号の別添2)、安全管理者選任時研修 (労働安全衛生規則第5条第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修)のいずれかをいう。